

高知工業高等専門学校人権・倫理委員会規則

制 定 平成13年 9月27日

一部改正 令和 6年 3月19日

(設置)

第1条 高知工業高等専門学校に、高知工業高等専門学校人権・倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、人権・倫理の尊重について教育機関として果たすべき責務に関し必要な事項を審議し、正しい理解と認識を深めるとともに問題の処理に当たる。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 人権・倫理に係る教育・啓発の推進に関すること。
- (2) 人権・倫理に係る資料の収集に関すること。
- (3) 人権・倫理に係る問題の対応に関すること。
- (4) その他人権・倫理に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の委員で組織する。

- (1) ソーシャルデザイン工学科長の推薦に基づき校長が指名した者
- (2) 総務課長
- (3) 校長が指名した者 若干人

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(任期)

第6条 第4条第1号及び第3号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(調査委員会)

第7条 委員会に、人権・倫理に係る問題が発生し、又は、発生するおそれがあり、かつ、その事実関係を十分調査する必要があると認められるときは、調査委員会を置くことができる。

- 2 調査委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 委員会の推薦に基づき、校長が指名した者 若干人

- 3 調査委員会に委員長を置き、校長が指名する。

- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

- 5 調査委員会は、当事者及びその他の関係者から公正な事情聴取を行うものとし、当該関係者のプライバシー、名誉その他人権を尊重するとともに、知り得た事項を他に漏らしてはな

らない。

- 6 調査委員会は、事実関係の調査等が終了した場合は、その結果を委員会に報告しなければならない。

(調査報告への対応措置)

第8条 委員会は、調査委員会からの報告を受け、被害を受けたとする者の不利益の回復、環境の改善及び加害者とされた者に対する指導並びに措置に関して審議する。

- 2 委員会は、審議の結果を、校長に報告するものとする。

(事後措置等)

第9条 校長は、委員会の報告等に基づき、人事管理上及び教育上必要な措置を講じるものとする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、総務課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成13年9月27日から施行する。
- 2 この規則施行後最初に就任する委員の任期は、第6条本文の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。